

ぎょうせい

行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

*相談の際は事前にご連絡をお願いします。

五所川原地区（行政相談）

▷4月13日(休) 10:00~12:00

▷4月27日(休) 10:00~12:00

市役所1階相談室1A

問い合わせ先…市民課 内線2320

金木地区（行政・人権合同相談）

▷4月12日(休) 10:00~12:00

金木総合支所相談室

問い合わせ先

金木総合支所 内線3130

市浦地区（行政・人権合同相談）

▷4月4日(火) 10:00~12:00

青森あすなろホール市浦

問い合わせ先

市浦総合支所 内線4011

法務局人権相談

▷月曜日~金曜日（祝日を除く）

8:30~17:15

五所川原支局1階人権相談室

問い合わせ先

青森地方方法務局五所川原支局

Tel.34-2330

人権擁護啓発メッセージ

（令和4年度人権教室より/金木小4年生）

『「思い」というのは、心の中で感じているだけで相手に伝わっていないことで、「思いやり」は、心の中で感じたことを行動に移すことだと知ることができてよかったです』

国民年金保険料に関するお知らせ

令和5年度国民年金保険料額

令和5年度の国民年金保険料は、月額16,520円となり、これまでより月額70円の減額となりました。給付と負担のバランスを保ちながら調整を行っていますので、ご理解をお願いします。

学生納付特例制度

学生の方は、在学中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります（本人の所得制限有）。

学生納付特例の承認を受け、翌年

度以降も引き続き在学予定の方には、はがき形式の申請書が日本年金機構から送付されます。申請をする場合は、はがきに必要事項を記入し、返送してください。4月中旬を過ぎてもはがきが届かない場合は、市役所、各総合支所で申請してください。

申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故や病気により障害が残ったときに、障害基礎年金等を受けることができなくなりますのでご注意ください。

*学生納付特例期間は、年金額には反映されません。10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。

*必要書類等詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

国保年金課 内線2343

労働基準監督署への手続きは郵送や電子申請の活用を

例年、年度末と年度初めには、労働基準監督署の窓口が混雑する場合があります。感染症対策の観点からも各種届出・申請などの際は、郵送や電子申請などを積極的にご活用ください。

また、電子申請の方法については、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先…五所川原労働基準監督署 Tel.35-2309

自動車税種別割の口座振替を受け付けています

県では、自動車税種別割の口座振替の申し込みを受け付けています。

令和5年度分から口座振替を希望される方は納税者本人の通帳と預金届出印を持参の上、4月28日(金)までに取扱金融機関または地域県民局県税部にお申し込みください（すでに口座振替を申し込まれている方でも、自動車の買替えやナンバー変更により申込内容が変更となった場合は再度申し込みが必要です）。

なお、令和2年4月以降振替分から、口座振替済通知書および自動車税種別割納税証明書を送付しないこととしました。

車検更新の際は、運輸支局等にお

いて自動車税種別割の納付確認を電子的に行うことができるため、自動車税種別割納税証明書の提示が省略できません（ただし、振替直後の車検更新には納税証明書が必要となる場合があります）。

詳細は県ホームページ (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/012_kouzaindex.html) をご覧ください。

問い合わせ先

西北地域県民局 県税部 納税管理課 Tel.34-2111 内線205

福祉タクシー利用券をご利用ください

対象者…市内に居住する在宅の重度心身障害者（身体障害者手帳1級または愛護手帳Aの方）。ただし、障がいによる自動車税の減免を受けている方は対象外です。

申請期間…4月3日(月)~令和6年3月29日(金)（閉庁日を除く）

持参するもの…身体障害者手帳または愛護手帳

申請先

▷福祉政策課

▷金木総合支所総合窓口係

▷市浦総合支所総合窓口係

問い合わせ先

福祉政策課 内線2492

ペットのフンを放置しないで



ペットの散歩をされている方で、フンの処理袋を携帯せずにフンを放置したままにしている方がいます。

このような行為は、衛生上好ましくないほか、住民の方に不快感を与えますので、フンは必ず処理袋に入れて持ち帰ってください。これは、猫を放し飼いにされている方も同様です。

フンの放置は、不法投棄の行為とみなされ、刑罰が科せられることもありますので、飼い主としてのマナーを守りましょう。

問い合わせ先

環境対策課

内線2367

